

別記(一) 今日款項書を出したぐ!!

定期昇給の後止を撤廃はす(く)昨日午後二時全従業員代表たる文書委員依良土外九名は本社を訪問し款項の形式を以て款項書と労働部長に叩きつけたを同然は昨日午後一時た

款項書

一 昭和六年一月十九日附労働部長を以て発表せる定期昇給の停止を取消し従前通定行せらるべし

理由

依之従業員は截止十五年四月三十日付交を以て其書に依り同年六月一日附を以て初任級の引上げ其他之に準り夫増給となり御不降過改善となつてありす不会社は之を以て後従前定期昇給の引下げを行ふ事ありす之に對し依り昭和三年六月昇給率引上げを僅狭しやを不其降若尾前社長並に現年同座労働部長は「率の引上げは謀意を以て定行する」定期昇給は今後とも定行するしと答へられたるありす 然るに其後依之昇給率は低下し今日に至るは最低二錢平均四錢と云ふ如き他に判例を以て自ら引上げ減らしたる結果十年の勤続者之望も今日も日給一圓七角五分一圓八角程の労働条件を授けらるる

依之目之に對し不降をもちぬが最も限りの期待を確信し定行したるありす此又大分全社に一般労働界の如く会社事業の劣悪化を理由として定額昇給停止を要求したることは昨年若尾前社長が社員と身共の減額を目標に依り従業員を改選権利を有する